

令和 9 年度 税制改正 要望事項（新設・拡充・延長）

（経済産業省 経済産業政策局 産業組織課）

項目名	グループ通算制度に係る投資簿価修正における算定方法の見直し		
税目	法人税		
要望の内容	グループ通算制度における投資簿価修正について、現行制度においては通算子法人の買収時に認識した資産調整勘定等対応金額（買収プレミアム）に関し、通算子法人が非適格合併等を行った場合に当該買収プレミアムを一律に零とする取扱いとなっており、企業が事業再編の実施に二の足を踏む要因となっている。グループ経営の下で実施される事業の選択と集中やノンコア事業の切出し等、企業による機動的な事業ポートフォリオ再編を促進し、日本企業の「稼ぐ力」の向上を図る観点から本制度を見直し、非適格合併等の対象となる事業の規模等を踏まえた扱いへ改める措置を講ずる。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新設・拡充又は延長を必要とする理由	(1) 政策目的 企業による機動的な事業ポートフォリオの見直しを促進し、日本企業の「稼ぐ力」の向上を図る。 特に、M&A 後のグループ一体経営の下で実施される事業の選択と集中やノンコア事業の切出しを阻害することなく、企業価値向上に資する事業再編を円滑に実施できる環境を整備する。 (2) 施策の必要性 グループ通算制度では、通算子法人の離脱時に買収プレミアムを反映できるよう、令和 4 年度税制改正において投資簿価修正の見直しが行われた。これは、企業買収において支払われたプレミアムを適切に考慮し、健全な企業行動を阻害しない観点から措置されたもの。 一方で、現行制度では買収後に通算子法人が非適格合併等を行った場合、その事業規模や重要性にかかわらず、資産調整勘定等対応金額全体が零となる。結果として、事業の一部切出しや不採算事業の売却といった企業価値向上に向けた事業再編を行うことで、多額の買収プレミアムが失われる。 企業の機動的な事業ポートフォリオ再編を促進し、成長投資と企業価値向上を後押しする観点から、非適格合併等の対象となる事業の規模等を踏まえた扱いへ改めることが必要。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	グループ通算制度における投資簿価修正の算定方法について、実態に即した取扱いに見直すことにより、M&A後のグループ一体経営の下で行われる事業ポートフォリオの見直しや事業再編に二の足を踏んでしまう要因を解消し、企業による成長投資及び事業の選択と集中を促進する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本要望により、企業は買収後の事業再編に際して税制上の扱いについて懸念することなく、事業譲渡や事業統合等を実施できるようになる。 これにより、ノンコア事業の売却や切出しの促進、M&A後の統合・再編の円滑化、単体納税法人との税負担の公平性確保が図られ、日本企業の企業価値向上及び成長投資の促進に資することが期待される。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—

		要望の措置 の 妥 当 性	現行制度では、通算子法人において非適格合併等が行われた場合、移転した事業の規模や重要性にかかわらず、資産調整勘定等対応金額の全額を零とすることとされている。これにより、一部の規模の小さな非中核事業の切出しといった、事業の選択と集中と、これに伴う事業ポートフォリオ再編に必要な非適格合併等であっても、買収時に認識した買収プレミアム全体が消滅することから、こうした事業譲渡を通じた事業再編に二の足を踏んでしまう結果となっている。 一方、資産調整勘定等対応金額を零とする趣旨は、通算子法人を被合併法人等とする非適格合併等において、新たな資産調整勘定等が認識されることによる二重計上を防止する点にある。 現行措置は、一部事業の非適格合併等により、二重計上のおそれがないと考えられる部分も含め、買収プレミアム全体を消滅させるものであることから、非適格合併等の対象となる事業の規模等を踏まえた扱いへ見直すことが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—	
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—	
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—	
	前回要望時の達成目標	—	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—	
これまでの要望経緯			令和4年度 令和2年度に創設されたグループ通算制度における投資簿価修正について、通算子法人の離脱時において買収時に支払った資産調整勘定等対応金額（買収プレミアム）を譲渡原価に反映すべく、通算子法人の離脱時に買収プレミアムを簿価純資産価額へ加算する特例措置を要望し、措置された。